

宮島歩きを楽しまれている皆様に

宮島太郎の会からの

新規会員登録のお願いです

宮島国有林既設歩道の修理清掃ボランティアを行う

宮島太郎の会 会長 宮島太郎

登山インストラクター 広島県山岳連盟認定登録 HMA-0007

山 本 拓 志

宮島歩きの道、宮島西部浦々めぐりの道、宮島南部山歩きの道

ルールを守って楽しみましょう

## 宮島歩きを楽しんでいる皆様に新規会員登録のお願い

宮島歩きを楽しんでいる皆様に宮島太郎の会をあらためて紹介いたします。そして会の活動を今後も継続するべく、皆様に会の新規会員になっていただくようお願いいたします。

宮島太郎の会の紹介

平成 18 年に宮島の山歩きを楽しむ者たちが、自然の中に埋もれかけた宮島の山道の修理清掃を始めました。平成 19 年 3 月に会を設立し、平成 21 年 4 月に広島県山岳連盟に加盟しました。

宮島全島の自然・歴史・文化を探訪しています。海岸を歩いて宮島一周したり、縦断尾根道を縦走したり、厳島合戦史跡や近代戦争史跡を訪ねたり、宮島西部浦々めぐりの道や宮島南部山歩きの道を歩いています。弥山めぐりや七浦神社めぐりもしています。

平成 25 年に広島森林管理署の入林許可を取得し、現在も、ボランティアの皆様のご協力を得て、宮島国有林の既設歩道の修理及び美化清掃活動を行っています。道を歩くための目印取付、歩行の妨げになる倒木の片付・雑木の枝打・雑草の刈払等のボランティア活動で既設歩道を歩きやすくし、その道を多くの人に紹介しています。

会の宮島全島の探訪やボランティア活動に興味のある方は都合の良い時に参加して下さい。参加の原則は、下記に示す宮島国有林の既設歩道を歩くときの注意事項②～④を守り、飲食・交通・負傷(アゴ、アシ、ケガ)等全て自己負担、自己責任、自己判断で参加です。

宮島国有林の既設歩道を歩くときの注意事項を以下に示します。守ってください。

- ① 調査・研究、イベント、ボランティア活動等で入林するときは入林許可を取得する。
- ② たき火や歩道以外への立ち入りはしない。林地・林木等損傷しないよう注意する。
- ③ 許可なくして動植物又は岩石等を捕獲又は採取してはならない。許可なくして工作物の設置「テントなど」をしてはならない。許可なくして土砂の採集・土地の形状変更をしてはならない。許可なくして ゴミ・廃棄物の投棄をしてはならない。
- ④ 事故が発生し、入林者が損害を受けることがあっても、国は一切その保障等の責を負わない。

## 新規会員登録のお願い

宮島太郎の会の会員名称はスタッフ会員、ボランティア会員、会友会員の三種類があります。

スタッフ会員は主に会の行事の企画・運営を担当する会員です。

ボランティア会員は主に国有林既設歩道での修理清掃ボランティア活動に参加する会員です。

会友会員は主に例会行事に参加し、宮島歩きを楽しむことで、道の修理に協力する会員です。

会員には会の行事の情報を連絡します。入会費は不要です。行事に参加の都度の参加費は不要です。

入会を希望される方は氏名、〒、住所、携帯番号、固定電話番号、e-mail、会員名称(スタッフ、ボランティア、会友のいずれか○をし)等を申込用紙に記入し、e-mail、Fax、郵送等で申込み願います。

連絡先 宮島太郎の会 山本拓志 〒733-0821 広島市西区庚午北 3-9-3

Tel/Fax 082-273-1163 携帯 09041422215 email [byv02177@nifty.ne.jp](mailto:byv02177@nifty.ne.jp)

平成 28 年 1 月吉日 宮島太郎の会 山本拓志

## 宮島太郎の会 会則(平成 28 年改訂)

### 1 会の活動内容

会は宮島の自然・歴史・文化を探訪します。宮島の海岸歩道や山道を歩いたり、尾根道を縦走したり、厳島合戦史跡や近代の砲台跡を巡ったりします。自然の中に埋もれかけた宮島国有林の既設歩道の修理・清掃・美化を行い、その道を宮島を歩く道として多くの人に紹介します。

### 2 参加の原則

会の参加の原則は興味のある者、都合のよい者が、飲食、交通、負傷等全て自己負担、自己責任、自己判断で参加することです。会と会員は一切参加者の負傷等の責任は負いません。

### 3 自然保護と注意事項

会が活動する地域は自然公園法・文化財保護法による保護地域です。以下の宮島国有林の既設歩道を歩くときの注意事項を守ることとします。

- ① 調査・研究、イベント、ボランティア活動等で入林するときは入林許可を取得する。
- ② たき火や歩道以外への立ち入りはしない。林地・林木等損傷しないよう注意する。
- ③ 許可なくして動植物又は岩石等を捕獲又は採取してはならない。許可なくして工作物の設置「テントなど」をしてはならない。許可なくして土砂の採集・土地の形状変更をしてはならない。許可なくして ゴミ・廃棄物の投棄をしてはならない。
- ④ 事故が発生し、入林者が損害を受けることがあっても、国は一切その保障等の責を負わない。

### 4 宮島歩きの道の紹介活動

会は年に数回例会を行い、会員と宮島の山と海岸の愛好者の人達に宮島を歩く道を紹介し、宮島の自然・歴史・文化を探訪してもらい、道の修理に協力してもらいます。

### 5 広島県山岳連盟に加盟

会は団体会員として広島県山岳連盟に加盟します。会員に山岳保険(例えば「日山協山岳共済保険」)に加入することを推奨します。会員に山岳連盟主催の講習会・行事に参加し、安全登山のための技術レベル向上を図ることを推奨します。

### 6 会員

宮島太郎の会の会員名称はスタッフ会員、ボランティア会員、会友会員の三種類があります。

スタッフ会員は主に会の行事の企画・運営を担当する会員です。

ボランティア会員は主に国有林既設歩道での修理清掃ボランティア活動に参加する会員です。

会友会員は主に例会行事に参加し、宮島歩きを楽しむことで、道の修理に協力する会員です。

会員には会の行事の情報を連絡します。入会費は不要です。行事に参加の都度の参加費は不要です。

### 7 会長・事務局

会長とスタッフ若干名で事務局を構成し、会の運営を行います。会と事務局の住所は会長宅とします。

宮島太郎の会新規会員登録申込用紙

スタッフ会員 ボランティア会員 会友会員		申込日	平成	年	月	日
ふりがな		性別	男	女		
名前		(生年月日)				
		西暦	年	月	日	
住所	〒					
電話		Fax				
e-mail		携帯				

宮島太郎の会の規約に賛同し、○を付けたスタッフ会員、ボランティア会員または会友会員として新規会員登録をします。

宮島太郎の会新規会員登録申込用紙

スタッフ会員 ボランティア会員 会友会員		申込日	平成	年	月	日
ふりがな		性別	男	女		
名前		(生年月日)				
		西暦	年	月	日	
住所	〒					
電話		Fax				
e-mail		携帯				

宮島太郎の会の規約に賛同し、○を付けたスタッフ会員、ボランティア会員または会友会員として新規会員登録をします。

宮島太郎の会新規会員登録申込用紙

スタッフ会員 ボランティア会員 会友会員		申込日	平成	年	月	日
ふりがな		性別	男	女		
名前		(生年月日)				
		西暦	年	月	日	
住所	〒					
電話		Fax				
e-mail		携帯				

宮島太郎の会の規約に賛同し、○を付けたスタッフ会員、ボランティア会員または会友会員として新規会員登録をします。